

「IR とは？ : 好機と課題」

株式会社美原融事務所

代表取締役

美原 融 氏

ご紹介いただきました美原です。よろしくお願いいたします。

ですが、その内容は必ずしも一般的には理解されていません。

内容

1. IRとは？
2. 経緯
3. 制度
4. 現状
5. 課題
6. 好機

限られた時間ですが、今日は、IR とは何かという話をしたいと思います。IR とは何かを正しく理解している人はなかなかいないからです。

制度ができてからかなり立ちますが、情報は限られます。新聞情報しか普通の人には目に入りませんから、一体大阪で 6 年後に何が起こるのか、IR とは一体何なのか、どんな課題があってチャンスはどこにあるのかということを経緯、制度、現状、課題、好機、こういう観点からご説明するのが今日の話の趣旨になります。

IRとは？

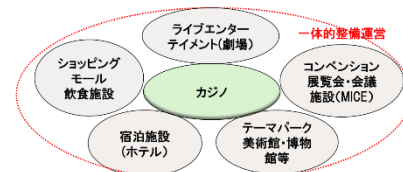
カジノを含む複合観光施設。2030年春大阪・夢洲に全国初のIRが開業する。でもIRの内容は必ずしも一般的に理解されていない。

さて、IR です。

カジノを含む複合観光施設。これだけは皆さん誰でも知っていますね。2030 年に大阪夢洲に初めてこの IR が実現します。

統合型リゾート(IR)

多様な顧客を惹きつける集客力のある施設群と魅力あるコンテンツ

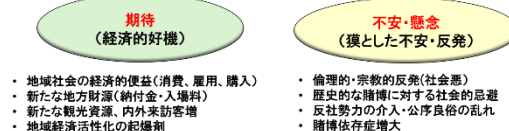


- ① カジノは統合型リゾートの一つの要素(全体敷地面積の3%以下)
- ② 統合型リゾートの枠組みの中でのみ、厳格な規制の下にカジノ施行を認める

絵にしますとこういう形になります。多様な顧客を惹きつける集客力のある施設群と魅力あるコンテンツが一緒になっている。これらを一体的に整備・運営するという構図になるわけです。その中心にあるのがカジノであって、カジノはこのリゾート施設の 1 つの要素でしか過ぎず、全体施設面積のわずか 3%以下です。この統合型リゾートの枠組みの中でのみ厳格な規制の下に一つのキラーコンテンツとしてのカジノという民設民営の賭博行為を認めてはどうか、というのがこの制度の基本的な概念になると思います。

期待と不安の混在

多くの国民に取り、カジノの制度や規制の仕組み等は見たこともなく解からない(理解不足)

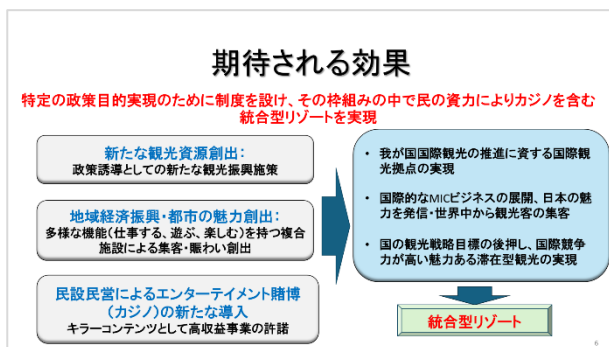


民施行を基本とする現代社会の厳格な賭博規制は限りなく社会的危害を縮減し、消費者や弱者(未成年)を守る制度。我が国にはかかる国民を守るというSafeguardの発想は過去の賭博制度ではなく、施行者の自主的裁量に委ねる仕組み

ですけれども分かりにくいですね。今、一般的にカジノと言われると、おそらく経済的には大きな好機になるだろうとは言えると思います。例えば消費、雇用、地域からの購入等ですね。あ

るいは新しい地方財源になることとか、新たな観光資源、内外来訪客が増えることも想定されるわけです。

一方、国民の中には獾とした不安と反発がある。一般的には社会的な悪ではないかとする倫理的、宗教的な考え方があることも事実です。歴史的に賭博行為は、どうも日本では江戸時代からヤクザとか悪と関わってきた歴史があります。テラ銭という言葉はご存知でしょう。なぜテラ銭というか分かりますか？胴元が顧客から徴収するコミッションのことをテラ銭と言うんですね。なぜかと言うと、江戸時代は賭博行為をできる広い場はお寺しかなかったからです。それでテラ銭はどういう風にするかという、当然お寺の住職が取って、それを寺社奉行にも一部献上するという形になっていました。今と昔で制度と仕組みはかなり異なっていますが、江戸時代から賭博行為は悪と密接につながってきたという事実が存在し、このリスクは今でもあるのではという不安もあるわけなんです。ですけど、現代社会の賭博というのは、おそらく日本以外は厳格かつ公正、透明な制度と規制のもとに行われています。日本の制度はあまり厳格な規制とはいえません。公的主体が担う公営賭博が基本になっているからです。パチンコは実態は賭博でしょうが、賭博ではないという行政解釈がまかり通る国でもあります。施行者の自主裁量に委ねて規制が緩いということが、日本の賭博業の制度と慣行ではないかと思います。



このIRに期待される効果は極めて大きく、1兆円を超える投資額ですからその経済的波及効果もかなりの数字になると思います。後で詳しいご説明があるかもしれませんが、新しい観光資源を作り上げるとともに、これが地域経済振興とか都市の魅力創出につながる価値は大きいと思います。また民設民営のエンターテインメント賭博を導入することにより、経済的なインセンティブを与え、事業性を担保しつつ、確実に失敗しないような事業を志向するというのが統合型リゾートの基本的な考え方

でもあります。

経緯

長年に亘り、立法府にて議論されてきた経緯。拙速な判断により成立した制度ではない。議論が割れる政策課題

立法過程の経緯を見てみましょう。これは単純、短期間でできた法律ではありません。長年に亘り、立法府でああでもないこうでもない議論をされてきた経緯があります。なぜでしょう？それは、刑法上違法行為とされている、賭博行為の違法性を阻却すると言いますが、違法なものを如何なる理屈と枠組みで合法化するかということに大変な議論を費やしたということでもあります。これを民間主体にやらせるべきという考え方そのものが、斬新な考え方であると共に、同じ政党内でも政治信条や宗教的倫理観に基づき、賛否が分かれる政策課題です。こういうのは滅多にないですね。これは個人の心情とか宗教的・倫理的な心情に関わってきますから、そんな単純な話ではなかったということです。

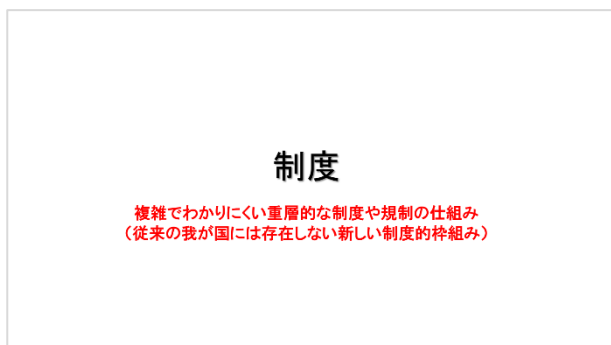


この政策課題はなんと2002年頃から議論しているんですね。私、1999年頃から、民主党と自民党両方の議連を助けてバラバラに政策議論をしてきました。民主党政権下の2010年に国際観光産業振興推進議員連盟という超党派議連ができました。これが推進役となってこの政策の実現に至ったわけです。この超党派議連ですが、二段階立法施策を考えました。慎重な議論を通じて国民の理解を得ることが重要だろうということで、第一段階としては議員立法としてIR推進法という法律で大枠を制定し、1年以内に政府をして、すなわち閣法により、より詳

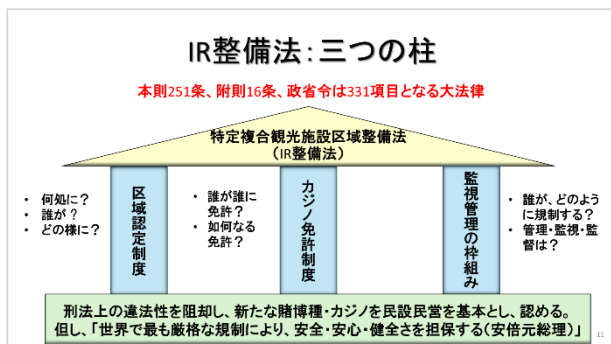
細な法律の枠組みの制定は政府に委ねるということです。



ところが問題はなんと法案大綱ができてから、IR 推進法、IR 整備法(実施法)ができるまでにほぼ9年もかかったことです。なぜこんなに時間がかかったんでしょう。途中で議会の解散もあり、一旦廃案になりました。それを再度をやり直すことになったため、これだけの時間がかかったということです。この法案の骨格自体は、先ほど申しましたように20年前のものです。かなり昔の考えが今の法制度の骨格になっているという風に考えた方がよいのかもしれない。

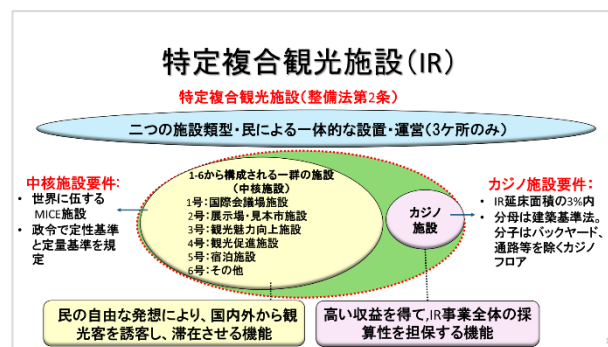


さてこの制度ですが、非常に分かりにくい制度です。過去、我が国には存在しなかった制度的枠組みだからでしょう。

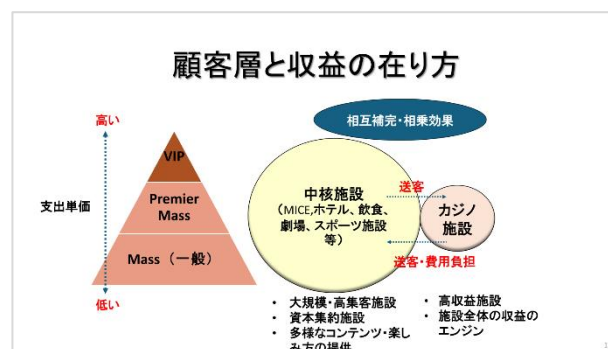


本則が251条、附則も16条あります。かなりの大法律でもあり、かかる法律は減多にありません。社会保障法制は大体このくらいの分量ですね。皆さん読んでみれば分かりますけども、

多分1日経っても読めないと思います。それだけ内容が詳細かつ複雑ということです。この法律は大きく3つの柱に分かれます。区域認定制度とは、どこに、誰が、どのようにIRを実現するのかという制度です。カジノ免許制度は誰が誰に免許を与えるのか、いかなる免許なのかということを決める制度ですね。それとカジノという賭博行為を監視管理する国の枠組みをどうするのか三つ目の柱です。誰がどのように規制するのか。管理監視規制はどうするのかということです。この構成をもとに、刑法上の違法性を阻却して、新しい賭博種であるカジノを認めるという仕組みになっています。当時の安倍総理は世界で最も厳格な規制によって安心、安全、健全さを担保する、という風におっしゃっていましたが、結構それが結果として複雑な法律になった背景です。

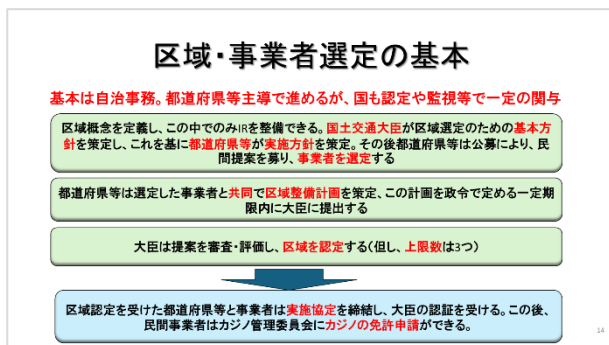


これがその絵ですね。法律上認められているのは3カ所のみです。IR施設はカジノ施設と中核施設という2つの施設分類に分かれます。先ほど申しましたようにカジノというのは非常に小さい施設です。一方中核施設というのはかなり大きな施設の箱ものになりますね。各々に施設整備要件が決まっています。中核施設というのは民の自由な発想により、国内外から観光客を誘客して滞在させる機能を持ちます。一方、カジノ施設は高い収益性を持ってIR事業全体の事業性と健全性を担保するわけです。



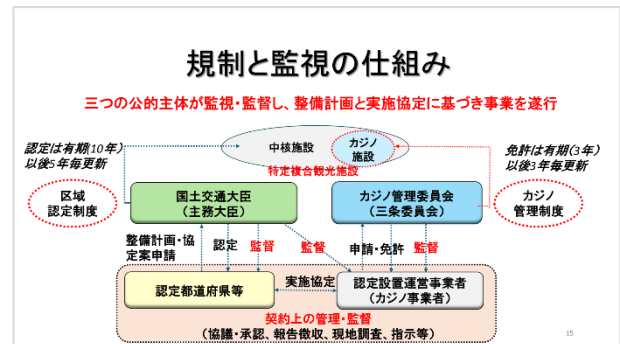
注目していただきたいのは、カジノは高収益施設で、かなりの収益をもたらします。但し、施設そのものは小さいわけです。ですから投資規模コストも非常に小さい。施設からすればわずか全体面積の3%です。ほとんどの施設は中核施設になりますね。こちらの方が集客度は高い。人を集めるのは中核施設だと思ってください。お金を儲けるのはカジノ施設、集客は中核施設と、うまく分けて相互補完させて相乗効果をもたらせているわけです。中核施設の方は多様なコンテンツと楽しを提供している。こういう風な仕組みになっています。

この中で留意すべきは、カジノのマーケティング戦略で、お客のセグメンテーションを前提に考えます。VIP(富裕層)とプレミアムマス(中間的富裕層)、マス(一般顧客)と顧客層を分類していますが、支出単価が高いのはVIP(=お金持ち)になります。大阪IRの新聞報道を見ると、「売り上げ予測は、施設収容人数からすると四回転ぐらいいないと、達成できないだろう」という記事がありましたが、これは正しくない。なぜかといいますと、VIP1人と大阪の一般庶民2000人とが同じ効果をもたらすかもしれない。数じゃないんです。日本の新聞は常に公平で1人頭何万円を支出するという前提で計算するからおかしな結論になるわけです。客層毎に支出構図は異なるわけで、これらを峻別しながらマーケティングをして様々なお客のニーズを満たし、収益の最大化を図る仕組みがカジノの基本的な考え方になるわけです。

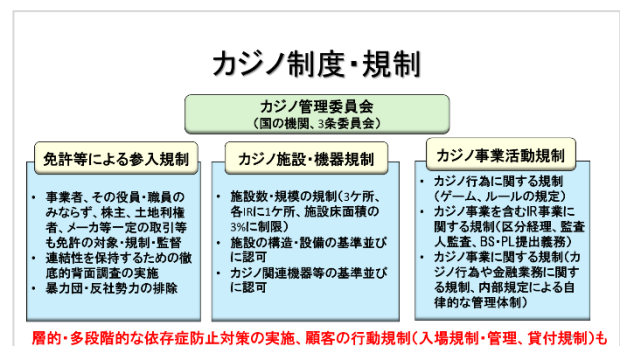


この法律の大きな特徴は区域と事業者選定の基本にあります。基本は自治事務です。都道府県等主導で進めるわけですが、国も認定や監視などで一定の関与をするという仕組みになります。まず区域概念を定義して国土交通大臣が基本方針を定めます。これをもとに都道府県等が実施方針を策定し、その後都道府県等は公募によって事業者を選定するという複雑な仕組みになる。なおかつ都道府県等は選定した事業

者と共同で区域整備計画を提出して、これが評価され初めて国の認定がなされることになります。IRの上限数は3つと定められています。区域認定を受けたのちも都道府県等と事業者は、実施協定を締結して大臣の認証を得た上で初めてカジノ免許を申請できる、とこういう極めて時間のかかる複雑な仕組みになっています。

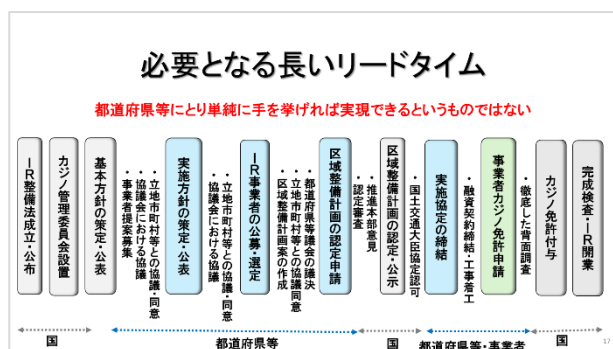


これはどういうことかと言いますと、三つの公的主体が監視規制に関与し、カジノ規則と整備計画と実施協定に基づいて事業を遂行するという仕組みになります。国土交通大臣はIRの認定行為を担います。カジノ管理委員会というのは国の機関ですが、カジノの部分だけの監視、規制、免許、等を担います。一方、認定都道府県等は、カジノ事業者と実施協定を締結して契約上の管理・監督を担います。ですからこの三つの公的主体が重層的に管理するわけで、どこかの1つが崩れても全てがご破算になってしまうという、事業者にとってみればとんでもない複雑かつ規制が厳しい制度になるということです。

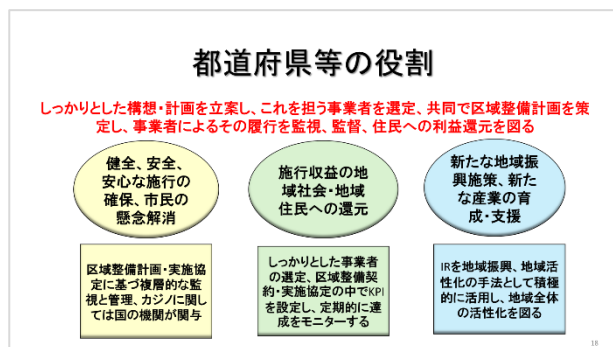


カジノ制度は、カジノ管理委員会という新たに設けられた国の常設機関である3条委員会が担います。免許による参入規制や、カジノ施設と機器に関わる規制、あるいはカジノ事業活動に関わる規制、並びに依存症防止対策の実施とか顧客の行動規制に至るまで、規制の枠組みに入っています。だからこそ非常にややこしい法体系になっているということが言えると

思います。

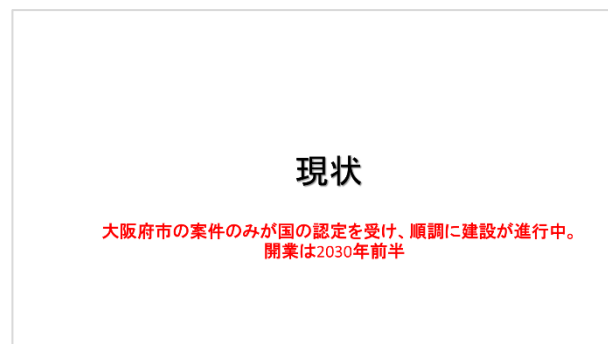


それとさらにややこしいのは、最初の枠組みは国が作りますが、実施の枠組みは、今度は地方自治体に移り、地方自治体主導で実施の枠組みを定めたり、あるいは事業者を選定してみたり、区域整備計画を事業者と共に作るわけです。これにもすごい労力と時間がかかる仕組みになっていて、最終的には計画を国に再度提出して国の認定を受けなければ全てがダメになるわけです。長崎県のように、この段階でダメになった自治体もありました。このように、最後の最後まで本当に認定を受けるかどうか分からないという仕組みは民間事業者と自治体にとってみれば非常に酷な制度です。お金をかけてしっかりやっているのにも拘らず、最後の段階で、認定に値しないと言われれば、それまでの努力が全てダメになってしまう。それだけ難しい制度というわけです。

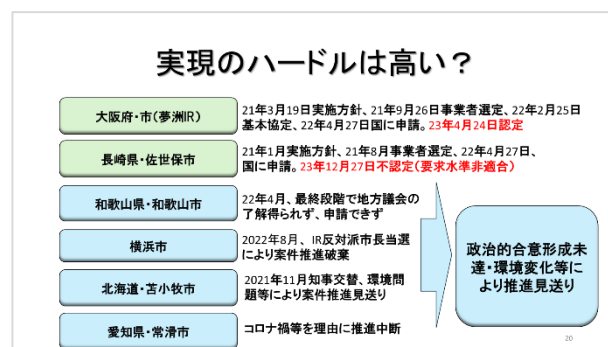


都道府県の役割ですが、しっかりとした構想・計画を立案して、これを担う事業者を選定し、共同で区域整備計画を作ることになります。この構想・計画は、どういう形でこの民との関係をデザインするかの基本ですが、その立案は都道府県等に求められているわけです。これは非常に重要でして、例えば施行収益をどうやって地域に還元するのか。このIR事業者と地域社会はどういう関係性を持ち、どういつながりで地域社会にどのような貢献ができるのか。こういったことをまとめる

のが都道府県の役割でもあるわけです。これらの考え方を実践することにより、新しい税収を地方にもたらすとともに、新しい地域振興施策としての産業を育てることにつながっていくということになるのではないかと思います。

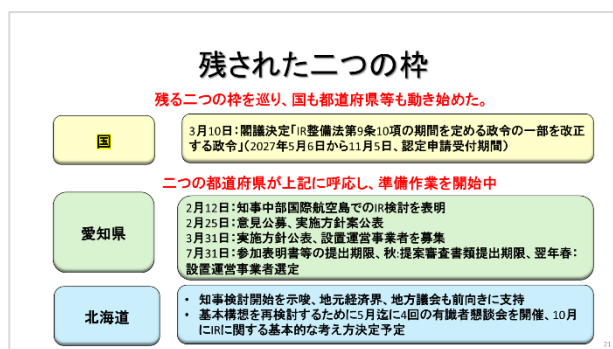


ちょっと現状を見てみましょう。現在迄に、認定を受けたのは大阪府市の1案件のみになります。

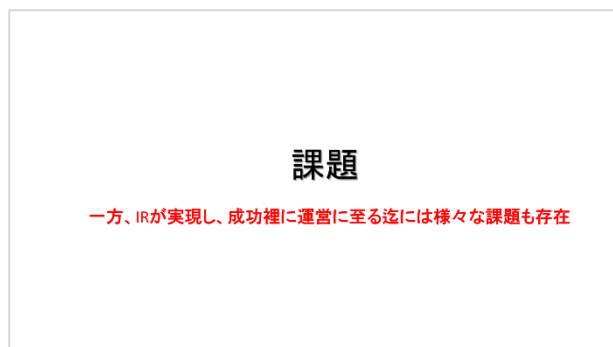


大阪の案件は順調に建設が進行中で、これは後ほど渡辺さまからお話があるのではないかと思います。実現のハードルはえらい高いことに着目すべきでしょう。長崎県佐世保市は国による認定の段階で非認定という形になりました。評価に値せずという、判断を受けたわけです。その他の自治体ですけれども、和歌山県、横浜市、北海道、愛知県、いずれも様々な理由がありますが、ほとんどの場合が政治的合意形成の未達です。あるいは環境のあり方等が未熟であったためにうまくいかなかったということでしょう。考えてみてください。横浜市などは確実にできると思われていたのですが、市長選挙で反対派の組長が当選し、一挙に案件中止となりました。和歌山県に至っては県議会による否決です。与党たる自民党の議員団が一致して、信用できない、もっとしっかりした事業計画を出すべきだとして否決しているわけです。このように地域における政治的合意形成が前提となる仕組みとは、実現のハードルを意図的に高くしている仕組みだということが言えるのではないかと思います。

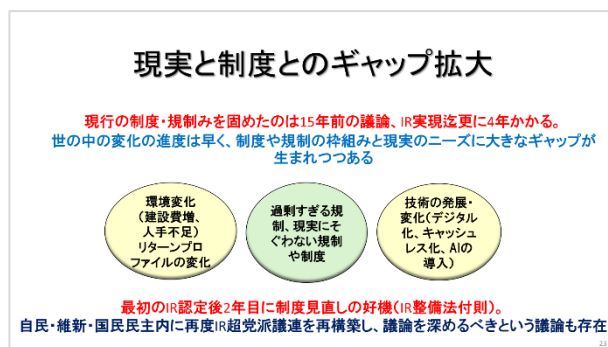
す。



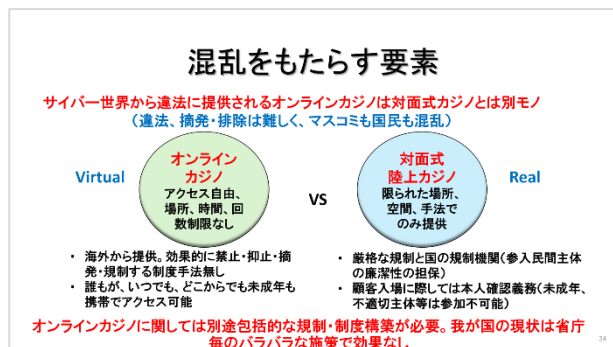
法律は IR の上限数を 3 つと規定していますが、認定されたのは大阪府市のみで二つの枠が残りました。3月10日の閣議で、2027年5月6日から11月5日まで認定申請区域受付期間を新たに設けて、この2つの残った枠の申請を認めようという決定がなされました。すでに愛知県と北海道が動き始めています。いずれもどうなるかわかりませんが、準備作業を展開していることは間違いありません。果たして来年の末までに事業者を選定して整備計画を提示できるかというのはまだわかりません。ただ、どう考えても今のタイムフレームでは難しいでしょう、おそらくこの期間は延長されるのではないかと思います。せっかく一部自治体が準備している以上、期限が切れたからという形で政府がやめさせるということは、まずありえないのではないかと思います。



IR が実現して成功に至るまでには様々な課題も存在します。どういう課題があるのかを見てみたいと思います。



1つの大きな問題は、現実と制度とのギャップが拡大していることですね。先ほど申しましたように、この法律の骨格は20年前の考え方です。20年前にこうあるべきだと考えた枠組みが今の法体系になっているわけですが、IR実現までにまだ4年もかかる。実は世の中の変化の進度はものすごく早く、制度や規制の枠組みと現実のニーズに大きなギャップが生まれつつあるわけです。例えば環境変化です。施設の建設費が上がっています。人手も不足しています。ということは、投資コストが余計にかかり、事業者のリターンプロファイルも変わりつつあります。当然、この環境変化にどう対応していくのかを事業者自身も考えざるを得なくなってくる。それと、制度を作った時は公明党の主張によりかなり過剰すぎる規制の枠組みが入っています。今の時代では果たして適切か否かということが疑問視されるかなり精緻な規制も存在するわけです。もう1つは技術の発展です。デジタル化、キャッシュレス化、AIの導入がカジノみたいな遊びにも入ってきてつつあります。これにはいい面と悪い面があって、いい面というのは個人の賭け金行動をシステムが捕捉して、イカサマ・インチキとか不正が起こらないようにできることとか、依存症になりそうな顧客を早めにAIが特定できるとこととか現実でできつつあるわけです。システムをうまく制度に取り組むことができれば、様々な課題を抑止することにも繋がるということでしょう。ですけども、今の制度はこれに対応できていない。最初のIRの認定の2年後に制度見直しのチャンスがあります。IR整備法付則にそう規定されていますが、これに合わせて、今ある制度が適切なのか、あるいは一部再検討も必要ではないかなど、超党派議連を再構成して議論を深めるべきだという意見も国会には存在します。これは超党派で、自民党、維新、それに国民民主が参加するということだそうです。



その他にも混乱をもたらす要素が生まれています。オンラインカジノです。これは対面式カジノとは全く違い、別物だと思っただ方がいいかもしれません。このオンラインカジノとはアクセス自由で場所、時間、回数、一切制限がありません。子供だってアクセスできる。一方、対面式カジノとは、限られた場所、空間、手法でのみ提供されるということから、変なことが起こらないような仕組みに最初からなっているわけです。このリアルとバーチャルというものが、実は整理もされずに両方この世の中に存在しています。子供たちが、自由にオンラインカジノにアクセスできてしまうような状況が今の国の現実でもあるわけなんです。本来オンラインカジノというのは厳格に規制されるべき対象でしょうが、外国からサイバー世界を通じ提供されますから、日本の法律は適用できません。今、総務省がネットへのアクセス規制を検討していますが、これだけでは意味ありません。諸外国でやっているのはアクセス規制、広告規制、インフルエンサー規制、それと支払い代行事業者規制、こういったものを包括的に1つの省庁がまとめてやるのが本来あるべき姿です。但し、日本は各省庁がバラバラにやっています。例えば総務省はインターネット、クレジットカードは経済産業省、金融関連は金融庁等とかで、省庁の取り上げ方にも軽重があり、政策の一貫性がありません。こんな制度のあり方だとどうもいけないことは間違いないわけです。

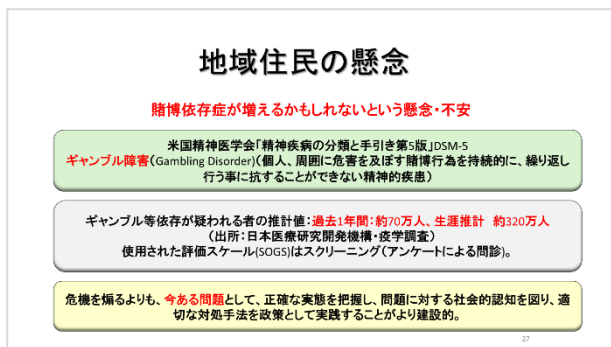


公益と私益のバランスという側面も非常に重要な課題になってきています。私益というのは民間の投資意欲ですね。事業採算性があるか否かにより事業者の投資意欲は変わります。一方、公益とは都道府県等とか国が要求する施設要件とかサービスやコンテンツのあり方等公的主体が民間事業者に要求する前提条件になります。事業者の私益と公的主体の公益がうまくバランスしていないと、どこかで齟齬がでてきてしまうリスクもあります。地方公共団体は実施協定において KPI を設定し、その進捗を毎年チェック、国にも報告するような仕組みが前提になっています。結構これも大変ですよ。KPI を設定してそれが達成できない場合、どういう風に説明しなきゃいけないのか、実績が悪いと何をやっているんだということになりますから、結構これも事業者にとってみれば極めて事業上大変な問題でもあるわけです。これも公益の1つであり、ここまで厳格に進捗をモニターしない限り、地域社会への確約を守ることができないという背景があるわけです。



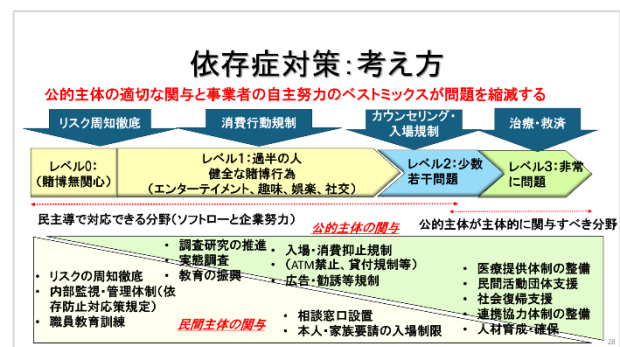
地域社会との関係構築も大きな課題ですね。この点は是非、後ほど渡辺さまにご説明したいわけですが、地域社会にとり目に見える経済的恩恵とか経済的還元、これが市民にとっての信用と信頼を醸成することになるわけです。特に、地域社会にとっての関心事は、これができてどのくらい大阪の企業から物とかサービスを買ってくれるだろうかということです。大きな購入になることは間違いありません。どのくらいの物資・サービスを地域社会から購入することができるのか。それと事業者の地域貢献策というのは色々あります。今もう既に一部考慮されていますが、事業者による様々な支援金とか様々な活動への参画とか色々あると思います。それと、地元企業とか市民が、将来的には少額出資によって参画できる可能性もあるでしょう。なぜこんなことを言っているかというと、実は市民がIRを支えるというのは理想的なパターンだからです。皆さんが1万円2万

円を出資することができれば、出資者となってその配当を貰え
るとともに、自らが IR を応援・支援するような形になってくるわ
けですね。このようにコミュニティとのデザインをどういう風に
していくのか、コミュニティとの良好な対話とか対応というのは、
やはり IR の推進実現にとって非常に重要な課題でもあるわけ
です。事業者が責任を持てかかる活動を担うこと。これが責
任ある賭博施行という欧米諸国のベストプラクティスになります。
日本にはこういう考え方は今までなかった。なぜでしょう？ 公
営賭博の法体系は昭和 20 年代にできたものです。当時、朝
鮮戦争の後、疲弊した地方財政を立て直すために国民に安
価な遊興の手段として賭博行為を認め、それを公的主体が主
催者となることによって税収を徴収することが公営競技、公営
賭博、宝くじの発想の根幹でもあったわけです。この法体系に
は国民を賭博の潜在的危害から守るという発想はありません。
昭和 20 年代ですからしょうがないかもしれません。でも現代社
会における賭博制度とは、まず第一にあるべきは、公益の一
つとして国民を守ること。イカサマ、不正から国民を守り、いかに
健全で安全な仕組みとしての賭博行為を提供するのかとい
うことであるべきです。おそらく日本の賭博法制も、今後そうい
う方向に変えていかなきゃいけないのではないかと思います。
この IR 法案のみだけは現代社会における法制ですから、かか
る課題には適切に対応しています。おそらく将来的には新た
な法体系と省庁が監督している既存の賭博法体系がどうい
う風に違うのか、あるいはどこに問題があるのか、今後この国を
どういう風に変えていくべきなのか、法律はどうあるべきなのか、
おそらくそういう議論が深まってくることが期待されるのではな
いかと思います。



別の課題もありますね。それは地域住民の懸念です。もし新
たな賭博種であるカジノを認めることになれば、地域社会内に
賭博依存症が増えるのではないかと懸念です。賭博依存

症とはギャンブル障害と言われていますが、一種の精神疾患
です。個人とか周囲に危害を及ぼす賭博行為を持続的に繰り
返し行うことに抗することができない精神的疾患と医学的には
定義されています。国の疫学調査によりますと、過去 1 年間に
依存症と疑われる人は約 70 万人、生涯推計で 320 万人。
生涯推計というのは一生の間に過去かかる状態になったか否
かということです。ですからあまり参考にはなりません。疫学調査も基
本的には SOGS と言われるスクリーニング(アンケート) による
問診が主体になっていて、一部はインターネットでも実行され
ていますけども、20 ぐらい質問事項があって、5 点以上 Yes が
あるとあなたは依存症、ということになる。個人の背景・実態等
を疫学的・医学的にチェックした上で問診によって医師が判
断した結果としての統計ではなく、機械的に処理した統計とい
う側面もあるのです。年間 70 万人という数字はそれなりに大き
いと思います。依存症、依存症と大きな問題になっています
が、その起因要因はパチンコ、パチスロと公営賭博以外にな
いわけです。今あるのはそれだけです。もちろんそれにオン
ラインカジノと呼ばれる規制のできない賭博種も加わってい
ることも事実です。依存症への対応は、今現実社会にある
問題として本来、正確な実態を把握し、問題に対処する社会
的認知を図りながら、適切な対処手法を実践することが必要
な政策でもあるわけです。6 年先の大阪 IR の依存症が問題だ
と主張するならば、今、大阪府、大阪市の現存する依存症の
問題をできる限り減少させた方が社会的にはメリットは多いし、
大阪 IR ができる前には確実に大阪の罹患者というのは減っ
ていることになるのではないかと思います。要は現実を離れて理
想論ばかり主張し、問題に対応できていない実態があります。
いかにも日本的な政策のまずさです。今、なぜやらないんだろ
うかということが私の大きな疑問点でもあります。



この依存症に対応する考えに付き、従来よりこの図のような

考え方を指摘しています。レベル 1、レベル 0 とありますが、ほとんどの人はこのレベルであって、健全な賭博行為でエンタテインメントあるいは趣味として娯楽としてやっている人たちです。この人たちは持っているお金がなくなればそれ以上はやりません。一方、レベル 2 というのは若干問題になる人で、危険な領域に入りつつあるような人たちになります。レベル 3 というのは非常に問題で、これはもう明確に医師の治療が必要な人たちになります。でもレベル 2 やレベル 3 の数は限られます。注目すべきはレベル 2 です。例えばレベル 0 とかレベル 1 は単なる注意喚起とかリスクの周知徹底とか、あるいは職員を適切に訓練し、顧客への適切な注意喚起をすることにより、対応することができます。公的主体が関与せざるを得ないのは、やはり医療行為が必要な人たち、特にレベル 3 の人たちです。一方、レベル 2 の人たちに対しては、入場・消費の抑止規制とかあるいは相談窓口に誘導するとか入場制限をするとか、こういった顧客の行動を抑制する活動が、依存症を抑止することに効果があるわけです。実はこれに対処する AI とシステムの開発がもうすでにヨーロッパで行われています。いわゆるテーブルで賭け行為をしている時に、全てその行為を AI と DX 技術で捕捉し、顧客のリスクある賭け金行動を特定し、AI が自動的にその人の名前を特定せずに「危険です」という形で職員が辞めさせるようにアドバイスする。こういう行為は今まで職員の経験とか勘に頼っていたわけです。これを AI によりアルゴリズムを設定してシステムが自動的に対象者を特定できるようにしようというのが、先進的な考え方になっています。これは確実に依存症患者を減らすことに繋がりそうですね。依存症問題というのは公的主体の関与も必要ですが、過半の活動は民間主体もできます。勿論財源や対応のあり方は、公的部門と民間部門が一緒になりながら、関与のレベルと度合をどこでどのように分担するかを決めることによって理想的な対応ができることになります。こういう合理的かつ効果的な仕組みは時間の問題で導入されることになると思います。システムとかアルゴリズムとか AI を用い、より効果的にリスクのある人を早めに特定し、レベル 3 に行かないようにする。レベル 2 からレベル 1 に引き戻す。こういうことは民間主体と公的主体が一緒になれば、効果的に実践することができると思います。依存症問題というのは分かりにくいですよね。分かりにくいために国民が不安がってしまう。これは、誰でもかかってしまう病気という人がいます。

医者の中にも精神科医の中にも「これは病気である」と言う人と「病気ではない」と言う人がいます。なぜでしょう？病気というのは通常原因が分かっています。薬があります。治療法が大体分かっている。だから保険がつくんですよ。これが病気ですね。一方、賭博依存症というのは原因が分かりません。精神疾患です。誰でもなるかもしれないし、ならないかもしれない。なった人でも重篤な人でも、ある日突然自然に治癒してしまうこともあるわけなんです。通常は認知行動療法とか言って時間をかけながら説得して、できる限り賭博行為から遠ざけることを長くすることによって、精神的な治癒を図るのが一般的な対処療法ですけども、果たしてこれは病気といえるのかは専門家でも議論の分かれる所です。ですから、こういう非常に分かりにくい性格のために、なかなか公的主体もお金を注ぎ込みたくない。結局お金を注ぎ込むためには明確な社会的な認知が必要なわけですが、そのためには公衆衛生の問題として依存症を捉え、本来、国が賭博行為を認めている以上、何らかの形で国が率先してこういう問題に対応すべきではないのかという認識が必要になってきているんじゃないでしょうか。残念ながら日本ではこういう考え方が存在しない。だからこそ不安が募っているわけです。本来やるべきことは、「民間事業者はこういうことをします」、「公的主体はこういうことをします」ということを明確に、市民に分かりやすく伝わるような形で、完璧な対応体制を作っているということが国民に認知されればおそらく、依存症問題は対応できるし、心配も不要ということが認知されるようになってくるのではないかと思います。なかなかここまで行くのは難しい。でも結局誰かが声を出して、特に大阪にそれを期待しているわけですけども、大阪府市がより積極的に問題に取り組んで市民に説明することによって、問題解決への対処法が開かれるのかもしれませんが、PR 問題などで大阪府市の行動は不真面目だということがネットで大騒ぎになりましたけども、あれはちょっと好ましくないですよ。いかにも賭博行為を煽るような文言で、必ずしも適切な対応ではなかったと思います。おそらくどう対応すべきなのか、根本的な考え方が正確に理解されていないのではないかと思います。

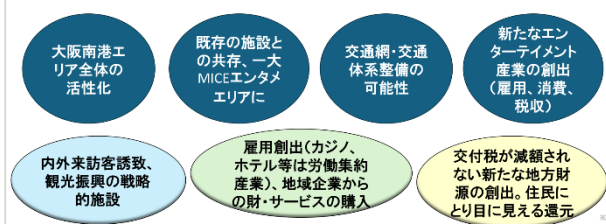
好機

IRは有効に活用すべき地域振興施策

29

色々と申し上げましたけども、実は大阪にとり、IRは有効に活用すべき地域振興施策でもあるわけです。どういことがポイントなのでしょう？

大阪にとっての好機

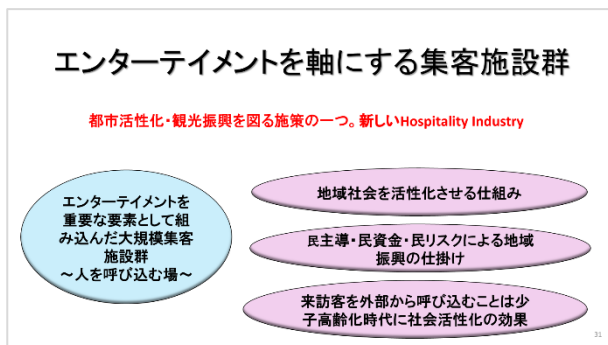


30

南港エリアがどんどん発達し、南港エリア全体の活性化につながると思います。IR が内外の来訪客を誘致して観光振興の戦略的な施設になることは間違いないとともに、MGMとユニバーサルスタジオも近いですし、既存の施設との共存とか協調によりおそらくここが一大エンターテインメントエリアになる可能性があります。それに伴い、交通網、交通体系の整備の可能性も出てきますし、新しいエンターテインメントを創出することにより、新しい産業を創出することができます。これが雇用・消費税収をもたらすことにもなるわけです。カジノはどうやって儲けるんでしょうか、とこの前聞かれたことがあります。なぜカジノは巨額の収益を得ることができるのか？ 相対的に小さい施設にも拘らず、収益が多いというのは実は確率的にカジノが負けられないような、仕組みになっているんですね。負けられないようにというのは、ルールの中に一定の確率的なコミッションを取っていると思ってください。これをハウスエッジと言いますが、顧客が長く遊べば遊ぶほどほんのわずかなそのコミッションが固定的な利益になり、それがおそらく顧客に対する支払いよりも大きくなるんですね。それと共に、顧客の中には必ずカジノで勝つ人がいます。1000 人お客がいたら 10 人ぐらい大勝ちしているか

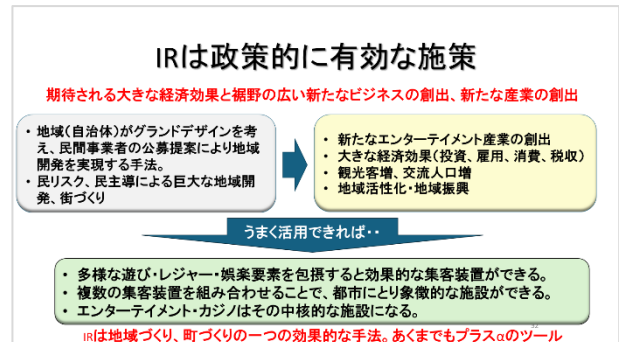
もしれません。でも残りの 990 人は負けているわけです。そうすると負けた人の賭け金は全部胴元の売上になってくるわけでしょう。この巨大なボリュームの大きさがもう 1 つのカジノ収益の源泉になっているわけです。何もカジノは悪いことをしているわけではない。カジノのディーラーは顧客と対峙し、勝とうと思っていないんですよ。「勝つ、負ける」じゃなくてゲームをいかに楽しく提供させるか、お客に楽しんでもらえるか、これがカジノなんです。だからディーラーは「勝つ、負ける」には責任を持ちません。いかにお客に楽しく遊んでもらうか。できる限り長くいてもらうかを考えるわけで。長くいて、楽しんでもらった方が確実に利益になるからです。ですから何も胴元と顧客が争っているわけではなく、あくまでもエンターテインメントとして、1 つの遊びを提供しているわけです。これがカジノの本質ではないかと思います。これを多くの国民は理解できていません。悪いことしているに違いない。必ずこの人たちは悪いことをして儲けるに違いない。そういう誤解が今でもあるんですよ。おそらくこれは昔の東映の映画の見過ぎかもしれません。ああいうヤクザみたいな人がいて悪いことをしている人が中にはいるのではないかということです。これが絶対ありえないように、カジノの制度では厳格な規制を持って変な人が参入しないようにしています。カジノに一定率以上に出資する人は、その役員全てが背面調査の対象になります。国の規制機関がその人の過去の犯罪歴、履歴全てをチェックして本当に悪いことをしていないかどうかをチェックした上で、免許を与える。こういう仕組みでもあるわけですね。いわゆる反社勢力が入ってくる余地はここには一切ありません。だからこそ大会社、一流企業、上場企業が堂々とこの事業に参加できるわけです。米国でも、マフィアが参加してきた時代がありました。1940 年代から 60 年代まではラスベガスはマフィアが跋扈していた時代ですね。なぜマフィアがカジノに惹かれたと思います？ 各々の個別の取引を会計帳簿に記録しないからです。考えてみてください。1000 人お客がいて 1000 人が胴元と「勝った、負けた」をしているわけです。それをいちいち会計帳簿に記録していません。できるわけですね。おそらく将来的には電子的にできるようになるのでしょうけども、会計帳簿に記載されない金があるということは組織悪の興味を引くわけです。1 億円儲けたけども、いや今日は 1000 万円しか儲かりませんでした、とこう言えばいいわけです。巨額のキャッシュフローを生み出すカジノは

悪を誘因しやすい側面があることは間違いありません。通常のビジネスというのは、いわゆる役務を提供したり、物を提供し、それに一定の利益を上乗せして、儲けるわけですね。カジノはそういう仕組みではないということです。だからこそ売上に対して 30%の納付金を課しています。これもとんでもない金額です。税引前の売上に対して 30%の納付金、おまけにお客からは入場料まで徴収するわけですが、国や自治体に新たな財源をもたらすことが公益なんです。この財源を事業を監督する自治体である大阪府市のために使おうというのが、この法律の根本的な目的でもあるわけです。



IR とはエンターテインメントを軸にした集客施設なんですね。エンターテインメントを要素として組み込んだ大規模集客施設というのは、今、日本でもあちこちで流行りつつあります。北海道のエスコンフィールド、新しい街ができていますね。あれはボールパークです。野球場というエンターテインメントを核に街づくりをして、様々な集合施設により多様なサービスやエンターテインメントを提供し、野球がやってない時でもお客が来るようにしている。これも IR と似ている側面がありますね。エンターテインメント、劇場あるいは MICE 施設等は、いずれも大量の顧客を呼び集める施設ですが、そこにエンターテインメントという要素、劇場とかカジノも娯楽の 1 つですから、それらが入ることによって、巨額の施設整備と集客が可能になり、カジノはあくまでも収益のエンジンとして、全体を支えるという役割を担っているわけです。カジノは豊富なキャッシュフローを生み出しますから、そのキャッシュフローでもって EBITDA を大きくし、減価償却を可能にする。要は巨額の投資ができるということです。これはあくまでも地域社会を活性化させる仕組みでもあります。民間の活力、民間の資金、民間のリスクによって地域振興を実現する一つの有効な施策でもあるわけです。来訪客を外部から呼び込むということは、少子高齢化時代には社会活性化の効果があ

ります。人口が減れば、税収も減ってきます。それだったらこの大阪に様々な人を呼び込んで、その人たちに経済活動をしてもらう。あるいは支出をしてもらうことによって地域を活性化することができるということです。



もちろんこれは義務ではありません。IR を実施するか否かというのはあくまで地域社会の選択でもあります。大阪府市はそれを選択したわけですね。それをどうやってうまく実践するかというのは今後の事業者の努力と大阪府市の政策に委ねられるということになると思います。これはコンセプトとしては地域社会、地方自治体が大きなグランドデザインを考えて、それを民間主体に実行させるというスキームでもあるわけです。公募により提案を募り、そこから最適な提案を採択するという形になりますが、基本的には民間のリスク、民主導による巨大な地域開発事業でもあります。ただし様々な弊害が起こる可能性もありますから、その弊害をできる限り閉じ込めるために国が個別の国の機関を設けて規制と監視・管理を行うとともに、地方公共団体も地域協定・実施協定によってどういう風にこの健全性と、安全性を確保していくのかということに積極的に関与していくという面白い仕組みでもあるわけです。うまく活用できれば効果的な集客装置ができることは間違いありません。複数の集客装置を組み合わせることによって都市にとっての象徴的な施設ができることも間違いのないと思います。エンターテインメントカジノはその中核的な施設でもあるわけなんですね。これはあくまでもプラスアルファのツールでしかありません。絶対にやらなきゃいけないことではないわけですが、大阪府市は IR を実現するという選択をした以上、どういう風にこれを効果的に地域社会の中にそのメリットを取り上げていくのか、いかにしたら大阪府市のためになるのか。これを是非とも第一義的に考えていただいて、それを皆さんが理解することがこの大阪 IR を支持することにつながるのではないかと思います。考えてみ

てください。この税収は新たな財源となり、これにより、交付税が減らされない財源なのです。要は地方自治体にとって極めて魅力的な新しい財源になる。こんな仕組み滅多にないんですよ。府市にとっての納付金を府と市が折半してそれを府民市民のために使える。ですけれども、そのためには様々な負担もあるし、長い時間をかけてそれを実現に至らせるまでの府民、市民、事業者あるいは大阪府市の努力がその背景にあるということではないかと思います。是非とも大阪府市にはこの IR の実現と実践に頑張っていただきたいし、また皆さんの支持と信頼を持って、この大阪 IR を正確に理解していただいてご理解を深めていただくのが重要ではないかと思います。

ちょうどお時間になりましたので、私のお話は以上で終わらせていただきます。ご静聴ありがとうございました。

(終了)